

第1編 総論

第1節 計画の目的等

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号、以下「法」という。）第42条及び八千代町防災会議条例第2条の規定に基づいて八千代町防災会議が作成する計画である。本計画は、八千代町における防災業務に関し、町の処理すべき事務や業務を中心に、町及び関係機関が処理すべき事項について定めたものである。本計画の災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町の地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、もって防災の万全を期することとする。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づく茨城県国土強靭化計画は、国土強靭化の観点から、県の各計画の指針となるものとされている。このため、国土強靭化に関する部分については、県国土強靭化計画の基本目標を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2 基本方針

この計画は、本町に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として防災関係機関等の処理すべき業務を包括した総合的かつ基本的な計画である。したがって、町及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たってその有する機能を十分に発揮するため、常に相互協力し、研究・訓練を重ね、この計画の習熟に努めていかなければならない。

また、災害による危険への対応の原則は「自分の命は自分で守る」という自助の精神が重要であることから、本計画は町民や自主防災組織、企業等の「自助・共助・公助」の行動指針ともなるものである。

なお、各対策項目に関する主体等を明示し、更なる迅速な対応を図るものとする。

第3 構成

この計画は、当町の地域における震災、風水害、火災・事故災害等の対策を体系化したものであり、次の各編から構成される。

第1編 総論

第2編 地震災害対策計画編

第3編 風水害対策計画編

第4編 大規模災害対策計画編

第4 修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第2節 八千代町の概要

第1 自然条件

1 位置及び地勢

本町は、関東平野のほぼ中央、茨城県の南西に位置し、首都東京へ60km、県都水戸市へ70km、科学技術の集積都市つくば市へ20kmの距離にあり、東は鬼怒川をはさんで下妻市、筑西市に、西は古河市、北は結城市、南は常総市、坂東市にそれぞれ接しており、町のほぼ中央で交差するように、東西に国道125号が、南北には主要地方道結城坂東線が走っている。

町域は、東西に7.7km、南北に12.4km、総面積は58.99km²である。

地形は、比較的平坦な地域であり、南北に伸びている山川を境に、東部地区は鬼怒川の沖積層で水田が開け、西部地区は下総台地に属する洪積層の火山灰土で畠地帯となっている。

2 気象

本町の気象は、年間を通じて乾燥温暖であり、水戸地方気象台下妻地域気象観測所による過去30年間の平均年間降水量は1,242.8mm、平均気温は13.9℃である。冬には北西の季節風が吹きつけるが、降雪量は極めて少なく、温暖な気候である。

しかし、鬼怒川や山川、東仁連川、飯沼川といった河川が町を縦断しているため、梅雨期や台風シーズンの集中豪雨による河川の増水には警戒を要する。

3 道路

代表的な国県道としては、東西に国道125号が走り、ほぼ町の中央で南北に伸びる主要地方道結城坂東線と交差している。また、南には国道125号とほぼ平行に走る主要地方道つくば古河線があり、他市町へのアクセス道路として重要な役割を果たしている。

町道については、一級町道に認定されている幹線道路が14本あり、集落間を繋ぐ道路として重要な役割を果たしている。

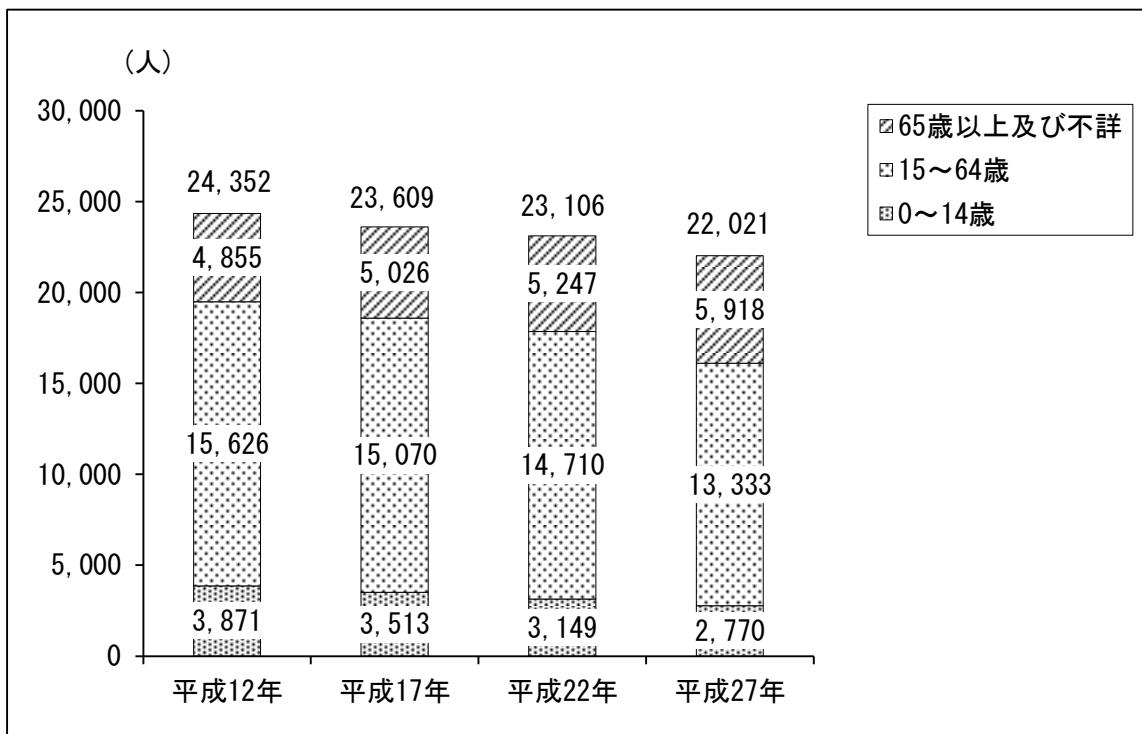
第2 社会条件

1 人口及び世帯

平成27年実施の国勢調査によると、本町の人口は22,021人であり、この5年間で1,085人減少し、減少率は4.7%である。世帯数については、5年前より0.7%増の6,806世帯となっているものの、1世帯当たりの人数が0.2人減少しており、核家族化が進み、今後も人口減少が懸念される。

また、年齢別に構成を見ると、14歳以下の年少人口が減少し、反対に65歳以上の高齢者が増加しているため、全国的な平均と同じく少子高齢化が進み、避難行動要支援者に対する対策の強化が求められている。

【人口の推移】



【世帯数・1世帯当たりの人員の推移】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世 帯 数	6,066世帯	6,209世帯	6,756世帯	6,806世帯
1世帯当たりの人員	4.0人	3.8人	3.4人	3.2人

2 土地利用状況

町の土地利用状況は、10年間の推移を見ても農地が全体の6割以上を占め、宅地は1割程度である。宅地面積が若干増加しているのは、町の中央部にある役場周辺で土地区画整理事業が実施されているためであり、今後住宅が密集していくことが予想される。

【地目別面積】

(単位 : km²)

	宅 地	田	畠	山 林	原 野	雑種地	その他の
平成12年	6.62	14.34	23.44	5.22	0.10	1.82	7.56
平成17年	6.90	14.21	23.06	4.71	0.07	2.22	7.93
平成22年	7.26	14.16	23.76	3.39	0.05	2.48	8.00
平成27年	7.30	14.07	23.51	3.31	0.05	1.56	9.19

町の総面積 : 58.99km²

税務課資料 : 各年1月1日現在

第3節 八千代町の災害特性

第1 風水害の特性・履歴

災害の種類には、その発生原因により豪雨、台風、地震、大規模災害などがある。本町では、大正3年に鬼怒川堤防の決壊があり、現在の堤防高は当時の約3倍となるなど、河川改修が進んできたことにより、水害の危険は徐々に無くなってきてはいるが、立地条件や災害の歴史、さらには近年の前例にないような集中豪雨などを見ると、今後も注意すべき項目が多い。

【町内で被害のあった主な風水害】

発生年月日	昭和36年 6月27日～28日
発生原因	台風6号接近による梅雨前線の活動活発化
被害内容	<ul style="list-style-type: none"> ○水田の冠水（山川沼周辺の水田の70%が浸水） ○畑の冠水（被害面積935ha） ○道路崩壊（路肩8箇所を含め全10箇所） ○橋梁破壊（5箇所） ○堤防決壊（用排水路7箇所を含め全10箇所）
発生年月日	昭和44年 8月23日
発生原因	竜巻（台風9号接近に伴い発生）
被害内容	<ul style="list-style-type: none"> ○崩壊家屋（非住居を含め148棟） ○負傷者（37名うち重傷者4名） ○経路（平塚新田～塩本） ○最大瞬間風速（30m～50m）
発生年月日	昭和57年 8月2日
発生原因	台風10号
被害内容	○農作物（梨 90ha 約2億円の損害）
発生年月日	昭和60年 6月4日
発生原因	降雹
被害内容	<ul style="list-style-type: none"> ○大きさは小梅大 ○被害地域（中結城地区、川西地区、西豊田地区の一部） ○被害面積（428.5ha） ○被害額（メロン 150ha 3億6千万、梨 90ha 3億6千万、被害額合計 9億7千万円）
発生年月日	平成18年 5月20日
発生原因	低気圧の発達による突風（ダウンバースト）
被害内容	<ul style="list-style-type: none"> ○藤田スケール（F1） ○被害域（川尻～東大山 幅200m×距離3.3km） ○被害状況（住家被害26棟）

【平成27年9月関東・東北豪雨】

発生年月日	平成27年9月9日～13日
発生原因	台風18号による豪雨災害
被害内容	<p>台風18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、平成27年9月10日から11日にかけて、関東地方や東北地方で記録的な大雨となった。</p> <p>関東・東北地方では、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上最多を更新するなど、この豪雨の影響で鬼怒川が氾濫し、常総市ほか、県内の市町に甚大な被害をもたらした。</p> <p>【八千代町平成27年9月関東・東北豪雨時の災害状況調書】より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害なし ・住家被害床上浸水2件、床下浸水9件 ・避難者541名（最大） <p>常総市（平成28年6月3日時点）</p> <p>【平成27年常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書】より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害死者2名、重症者3名、中軽症者41名 ・住家被害全壊53件、大規模半壊1581件、半壊3491件、床上浸水150件 床下浸水3066件 ・避難者6223名（最大）

【近隣地域での近年の被害】

発生年月日	平成24年5月6日
発生原因	竜巻
被害内容	<p>5月6日は日本の上空5,500メートルにおいて、氷点下21度以下の強い寒気が流れ込んだ。一方、12時には日本海に低気圧があって、東日本から東北地方の太平洋側を中心に、この低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ。</p> <p>さらに、日射の影響で地上の気温が上昇したことから、関東甲信地方は大気の状態が非常に不安定となり、落雷や突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生した。</p> <p>突風が発生した時間に茨城県常総市からつくば市の被害地付近は、活発な積乱雲が通過中であった。</p> <p>つくば市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害死者1名負傷者37名（軽傷） ・住家被害全壊76棟、半壊158棟、一部損壊388棟 ・非住家被害全壊105棟、半壊60棟、一部損壊243棟 <p>常総市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害なし ・住家被害一部損壊12棟 ・非住家被害一部損壊16棟

※1 水戸地方気象台現地災害調査速報より作成

第2 地震災害の特性・履歴

1 茨城県に被害をもたらす可能性のある地震

首都圏での直下型の地震（マグニチュード7級）の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることが明らかにされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）が中央防災会議により想定されている。茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震）については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では、複数の領域を震源域とした地震の発生可能性があるとされており、発生した場合は、マグニチュード8.6～9.0と地震調査研究推進本部により推定されている。

東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード8程度）が発生した場合、概ね県南部で震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されており、近い将来大規模な地震が発生すると考えられている。

上記以外の地震についても、過去には、茨城県南部、茨城県沖、福島県沖で震度5を記録し被害が発生しており、発生確率については算出されていないが、太平洋プレート内部での周期の短い強震動の地震も想定されている。しかし、地震発生の切迫性を判断することは困難であり、今後の研究成果を待つ状況にある。

【県内で被害が生じた主な地震災害】

年月日	震源地	地震の規模	県内の被害状況
明治28.1.18	茨城県南東部	M7.2	圧死者4、負傷34、全壊家屋53、破損家屋1,190
大正12.9.1	相模湾 (関東大震災)	M7.9	死者5、負傷40、全壊家屋517、半壊家屋630
昭和6.9.21	埼玉県中部 (西埼玉地震)	M6.9	負傷1、非住家全壊2、半壊1
昭和62.12.17	千葉県東方沖	M6.7	負傷24、家屋損壊1,252
平成12.7.21	茨城県沖	M6.4	屋根瓦落下2棟
平成14.2.12	茨城県沖	M5.7	負傷1、建物被害12
平成14.6.14	茨城県南部	M4.9	負傷1、建物被害8、塀倒壊5
平成15.11.15	茨城県沖	M5.8	負傷1
平成17.2.16	茨城県南部	M5.4	負傷7
平成17.10.19	茨城県沖	M6.3	負傷1
平成20.5.8	茨城県沖	M7.0	負傷1
平成23.3.11	宮城県沖 茨城県沖	M9.0	8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。 人的被害：死者24名、行方不明者1名、重症33名、軽症674名 住家被害：全壊3,070棟、半壊23,988棟、一部損壊173,624棟、床上浸水1,719棟、床下浸水711棟（平成24年2月3日現在）※1

（資料「災害の記録（茨城県の災害）」、茨城県「消防防災年報」）

※1 茨城県地域防災計画地震災害対策計画編から

2 東日本大震災の被害

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、本町において、震度5強を記録し、以下のような被害が発生した。本計画の見直しにおいては、東日本大震災から得られた多くの教訓を、町民や企業とともに活かし、より具体的で実践的な計画としていく。

【八千代町被害一覧】

項目	数量等	項目	数量等
死者	0名	パイプラインの漏水	1ヶ所
行方不明	0名	上水道本管漏水	1ヶ所
火災発生件数	0件	上水道取水施設損壊	0ヶ所
住家全壊	0棟	上水道浄水施設損壊	0ヶ所
住家大規模半壊	0棟	下水道マンホール損壊	2ヶ所
住家半壊	0棟	下水道管路破損	0ヶ所
一部損壊（屋根等）	4, 288件	小中学校の被害	小学校2ヶ所
一部損壊（塀）	657件		中学校1ヶ所（天井ボード等）
道路（亀裂、陥没等）	8ヶ所	停電（一部）	3月11日～3月13日
通行止め	5ヶ所	一時断水（給水制限）	3月11日～3月19日
田畠の液状化	3ヶ所		

第4節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に関する予防、応急対策、復旧・復興が的確、円滑に実施されるよう、町、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

1 八千代町

町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、町の地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

2 茨城県

県は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町村や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町村や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び町民

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

町民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、八千代町、茨城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 八千代町

(1) 八千代町

- ①八千代町防災会議及び八千代町災害対策本部に関すること。
- ②防災に関する施設、組織の整備と訓練。
- ③災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報。
- ④災害の防除と拡大の防止。
- ⑤救助、防疫等罹災者の救助・保護。
- ⑥災害復旧資材の確保。
- ⑦被災産業に対する融資等の対策。
- ⑧被災町営施設の応急対策。
- ⑨災害時における文教対策。
- ⑩災害対策要員の動員。
- ⑪災害時における交通、輸送の確保。
- ⑫被災施設の復旧。
- ⑬管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整。

(2) 消防機関等(茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部(以下「西南広域消防本部」という)・八千代町消防団(以下「消防団」という))

- ①消防力等の整備に関すること。
- ②防災のための調査に関すること。
- ③防災教育訓練に関すること。
- ④災害の予防・警戒及び防ぎよに関すること。
- ⑤災害時の避難・救助及び救急に関すること。
- ⑥その他災害対策に関すること。

2 茨城県の機関

(1) 茨城県

- ①茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務。
- ②防災に関する施設、組織の整備と訓練。
- ③災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報。
- ④災害の防ぎよと拡大の防止。
- ⑤救助、防疫等罹災者の救助・保護。
- ⑥災害復旧資材の確保と物価の安定。
- ⑦被災産業に対する融資等の対策。
- ⑧被災県営施設の応急対策。
- ⑨災害時における文教対策。
- ⑩震災時における社会秩序の維持。
- ⑪災害対策要員の動員。
- ⑫震災時における交通、輸送の確保。

- ⑬被災施設の復旧。
- ⑭町が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等。
- ⑮災害対策に関する隣接県間の相互応援協力。

(2) 下妻警察署

- ①災害に関する情報の収集・伝達に関すること。
- ②避難の指示・誘導に関すること。
- ③緊急輸送車両の確認に関すること。
- ④交通規制に関すること。
- ⑤行方不明者の調査及び遺体の見分、検視に関すること。
- ⑥犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること。

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ①管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること。
- ②他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- ③管区内防災関係機関との連携に関すること。
- ④管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- ⑤警察通信の確保及び統制に関すること。

(2) 関東総合通信局

- ①電波及び有線電気通信の監理。
- ②防災・災害対策用無線局の開設、整備についての指導。
- ③災害時における非常通信の確保。
- ④非常通信の計画及びその実施についての指導。
- ⑤非常通信協議会の育成及び指導。

(3) 関東財務局

- ①災害復旧事業費の査定立ち会いに関すること。
- ②災害つなぎ資金の融資(短期)に関すること。
- ③災害復旧事業の融資(長期)に関すること。
- ④国有財産の無償貸付業務に関すること。
- ⑤金融上の措置に関すること。

(4) 関東信越厚生局

- ①厚生労働省との連携に関すること。
- ②関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 茨城労働局

- ①工場、事業場における災害後の労働災害防止に関すること。
- ②災害時における賃金の支払いの確保に関すること。
- ③災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- ④労災保険給付に関すること。
- ⑤職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策に関すること。

(6) 関東農政局

- ①ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。

- ②防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。
- ③災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- ④災害時における災害救助用米穀の需給調整に関すること。
- ⑤災害時における生鮮食品等の供給に関すること。
- ⑥災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。
- ⑦土地改良器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- ⑧災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

(7) 関東森林管理局

- ①国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。
- ②災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。

(8) 関東地方整備局

- ①防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- ②公共施設等の整備に関すること。
- ③災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- ④災害に関する情報の収集及び予警報の伝達に関すること。
- ⑤水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- ⑥災害時における復旧資材の確保に関すること。
- ⑦災害時における応急工事等に関すること。
- ⑧災害復旧工事の施工に関すること。
- ⑨港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。
- ⑩港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。
- ⑪港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。
- ⑫河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。
- ⑬大規模自然災害発生時の各種の技術的支援(「TEC-FORCE」)。
- ⑭緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

(9) 東京管区気象台(水戸地方気象台)

- ①気象、地象、水象の観測やその成果の収集及び発表に関すること。
- ②気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による町民への情報等の周知に関すること。
- ③気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・広報に関すること。
- ④市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- ⑤災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- ⑥県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

(10) 関東経済産業局

- ①生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- ②商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。

③被災中小企業の振興に関すること。

(11) 関東運輸局（茨城運輸支局）

①災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。

②災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること。

(12) 東京航空局

①災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。

②遭難航空機の捜索及び救助に関すること。

③指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること。

(13) 関東地方測量部

①災害時等における地理空間情報の整備・提供

②復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

③地殻変動の監視

4 自衛隊

①防災関係資料の基礎調査に関すること。

②災害派遣計画の作成に関すること。

③茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。

④人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援及び応急復旧に関すること。

⑤災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社

①被災者に対する郵政葉書等の無償交付に関すること。

②被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。

③被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。

④災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

(2) 日本銀行

①通貨の円滑な供給の確保に関すること。

②金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。

③金融機関の業務運営の確保に関すること。

④金融機関による金融上の措置の実施に関すること。

⑤上記各業務にかかる広報に関すること。

(3) 日本赤十字社（茨城県支部）

①災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。

②災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。

③災害救助等の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。

④義援金品の募集、配分に関すること。

(4) 日本放送協会（水戸放送局）

①気象予報、警報等の周知徹底に関すること。

②災害状況及び災害対策室の設置に関すること。

③社会事業による義援金品の募集、配布に関すること。

(5) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）、KDDI株式会社（水戸支店）

- ①電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- ②災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
- ③被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(6) 東京電力パワーグリッド株式会社（下館支社）

- ①災害時における電力供給に関すること。
- ②被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

6 指定地方公共機関

(1) 茨城県土地改良事業団体連合会

- ①各地土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること。

(2) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- ①災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- ②生活福祉資金の貸付に関すること。

(3) 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

- ①災害時における応急医療活動に関すること。

(4) 水防管理団体

- ①水防施設資材の整備に関すること。
- ②水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- ③水防活動に関すること。

(5) 輸送機関（一般社団法人茨城県トラック協会）

- ①災害時における避難者、救援物資その他の輸送に関すること。

(6) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- ①高圧ガス事業者の緊急出動態勢の確立に関すること。
- ②高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
- ③高圧ガスの供給に関すること。
- ④行政機関、公共機関等が行う災害対策の協力に関すること。

(7) 報道機関（株式会社茨城放送、株式会社茨城新聞社）

- ①市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
- ②市民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
- ③行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

(1) 常総ひかり農業協同組合

- ①被害調査に関すること。
- ②物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
- ③融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。

(2) 八千代土地改良区、茨城南総土地改良区、吉田用水土地改良区、山川沼土地改良区

- ①農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
- ②湛水の防排除施設の整備と活動に関すること。

(3) 八千代町商工会

- ①工場、商店の被害調査に関すること。
- ②生活必需品の調達、供給に関すること。
- ③融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。

(4) 社会福祉施設

- ①避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- ②災害時における入所者の安全確保に関すること。

(5) 一般社団法人真壁郡医師会

- ①災害時における応急医療活動及び助産活動に関すること。
- ②一般診療所及び病院の医療活動のとりまとめに関すること。

(6) 一般診療所・病院

- ①災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
- ②災害時における負傷者等の医療救護に関すること。

(7) 自主防災組織（自衛消防団含む）、行政区等

- ①備蓄の推進、防災訓練、避難訓練等の実施又は参加に関すること。
- ②町が行う災害応急対策についての協力に関すること。

(8) 一般建設業者

- ①災害時における応急復旧の協力に関すること。

(9) 危険物関係施設の管理者

- ①災害時における危険物の保安措置に関すること。

第5節 防災教育・訓練

第1 防災教育

災害発生時に「自助」、「共助」が連携し円滑かつ効果的な災害対策活動が行えるよう、町民並びに防災上重要な施設の管理者に対し、適切な防災意識の啓発を積極的に行うとともに、職員に対する防災教育を行うことにより、防災意識の高揚を図るものとする。

【留意点】

○体験重視の教育

○幅広い教育

- 1 町民に対する防災教育
- 2 児童生徒等に対する防災教育
- 3 職員(防災対策要員)に対する防災教育

1 町民に対する防災教育【町】

町民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、自分自身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける、あるいは町、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

町は町民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

(1) 普及すべき防災知識の内容【町、防災関係機関】

① 「自助」「共助」の推進

○最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄を行う。

○家具・ブロック塀等の転倒防止対策や災害時の家族内の連絡体制の確保、地域で実施する防災訓練への積極的参加などを行う。

○警報等や避難指示(緊急)発令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため、避難に当たり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」(「避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)」)の作成や、ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

○発災当初の安否確認等による通信の一極集中を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキングサービス等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

○災害時の家庭内の連絡体制等(避難方法や避難ルールの取り決め等)について、あらかじめ決めておく。

○初期消火など初步的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

- 要配慮者を含めた地域住民の協力体制の構築を推進する。
- 防災士の育成と活動支援を推進する。
- ②緊急地震速報の普及啓発
 - 利用者が緊急地震速報を混乱なく有効に活用できるような環境の整備を図るとともに、緊急地震速報の適切な理解、緊急地震速報認知度向上のための普及・啓発を図る。
- ③地震保険の活用
 - 制度の普及促進を図る。
- ④防災関連設備等の準備
 - 非常用持出袋や消火器等消火資機材、住宅用火災警報器、その他防災関連設備等の普及に努める。

(2) 普及啓発手段【町、防災関係機関】

- ①広報紙、パンフレット、防災マップ等の配布
 - 広報紙、パンフレット等を作成し、広く町民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。
 - 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、町民等に配布する。
 - 作成に当たっては、町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解を促進する。

②講習会等の開催

- 防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を開催する。

③その他メディアの活用

以下のようなメディアの活用を図る。

- テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- ビデオ、フィルムの製作、貸出
- 文字放送の活用
- インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用
- 地震体験車等の教育設備の貸出

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒に対する防災教育【幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校】

- 各学校で策定した学校安全計画に従って、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた防災教育を実施するともに、地理的要件など地域の実情に応じた様々な災害を想定した防災教育を実施する。
- 自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」の実施や避難訓練、避難所運営などをを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導など、あらゆる場面を想定した体験的学習の充実を図る。

(2) 指導者に対する防災教育【幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校】

- 指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して、指導者の資質向上

を図る。

3 職員（防災対策要員）に対する防災教育【町、防災関係機関】

（1）応急対策活動の習熟

- 災害対応マニュアル等による研修等の実施や災害予防に関する基礎的な知識の周知徹底を図る。
- 災害対応マニュアル等による訓練を実施する。

（2）研修会及び講習会の開催

- 災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招いた研修会、講演会を開催する。
- 災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを体験する体験型研修会などを開催する。

第2 防災訓練

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

【留意点】

- 実践的な訓練
- 図上訓練による検証
- 地域の実状に応じた訓練

- | |
|----------------------|
| 1 町、防災関係機関等が実施する訓練 |
| 2 事業所、自主防災組織及び町民等の訓練 |

1 町、防災関係機関等が実施する訓練【町、防災関係機関】

(1) 避難訓練

- ①町による避難訓練
 - 町が中心となり関係機関が参加し、自主防災組織及び事業者や災害時要援護者も含めた住民の協力を得て、地域に密着した実践的な訓練を実施する。
- ②幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練
 - 災害時の幼児、児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。
- ③学校と地域が連携した訓練の実施
 - 学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を実施する。

(2) 非常参集訓練

- 迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施する。
- 非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

(3) 通信訓練

- 被害状況の把握及び伝達を迅速かつ適切に行うための通信訓練や非常用電源設備を活用しての通信訓練を実施する。
- 茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加する。

2 事業所、自主防災組織及び町民等の訓練【事業所、自主防災組織】

(1) 事業所における訓練

- 学校、病院、工場、事業所など消防法で定められた防火管理者の行う訓練を実施する。
- 地域の一員として、町、消防本部及び防災組織の行う防災訓練に積極的に参加する。
- 事業所の特性に応じた防災対策行動により地域貢献を行う。

(2) 自主防災組織等における訓練

- 町及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練を実施する。

○防災関係機関は積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般住民の訓練

○町等の防災訓練への災害時要援護者も含めた住民の参加や住民の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災施設での体験訓練、家庭での防災に対する会議、話し合いの継続的実施を促す。

第6節 防災情報の常時把握

地震及び風水害に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していく。

【留意点】

- 最新データの活用
- 既存の調査研究成果の活用
- 計画的な調査

- | |
|-------------------|
| 1 自然条件の把握 |
| 2 災害履歴、防災活動等の資料整理 |
| 3 地域の危険性等の評価・検討 |

1 自然条件の把握【町】

地形、地質、地盤の構造等防災に関する資料を常備する。この調査に当たっては、茨城県における被害想定や基礎調査資料等を活用するとともに、町独自の調査を実施する。

2 災害履歴、防災活動等の資料整理【町】

過去、町に被害をもたらした災害の被害状況あるいは、その防災対策及びその活動記録等の資料を整理し、今後の防災活動に役立てる。

3 地域の危険性等の評価・検討【町】

(1) 危険地域の把握

浸水想定区域、河川重要水防箇所、住宅密集区域等を調査・把握する。

(2) 被害想定

風水害・地震等による被害を定性的、定量的に想定し、防災対策の重点項目を明確化する。